

医政医発 1202 第 1 号
令和元年 12 月 2 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による
解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について（依頼）

標記について、別添のとおり警察庁警備局警備運用部警備第二課長、消防庁
国民保護・防災部参事官、海上保安庁総務部危機管理官及び防衛省人事教育局
衛生官宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下
保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に対する周知をお願いします。